

# 平成 29 年度事業計画

## 1 事業の推進方策

### (1) 農地中間管理事業

#### ① 基本的な方向

農業経営の規模拡大、耕作農用地の集団化、農業への新規参入の促進等による農用地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的にスタートした農地中間管理事業が3年を経過した。

この間、大分県の機構利用実績は、平成26年度は約123ha、27年度は約1,106haと伸びたが、28年度は約645haと目標1,200haの約54%に止まり、厳しい結果となった。

これは、農地中間管理事業のメリット措置である国の機構集積協力金の制度改正が大きく影響したものと考えられるが、本県の農業振興のためには、農地中間管理事業による農地集積は、重要な施策であり、引き続き、取り組まなければならない。

県、市町とさらに連携を図るとともに、29年度中に全市町に設置される農地利用最適化推進委員と連携を強化し、農地中間管理事業の活用促進に全力で取り組む。

#### ② 重点的取り組み事項

##### ア 推進体制の強化

- ・ 県の振興局、市町、市町農業委員会、農業協同組合、土地改良区など各地域の関係機関・団体と連携した推進体制を強化する。
- ・ 各市町村の農業委員、農地利用最適化推進委員と、農地中間管理機構駐在員、農地集積専門員、市町村農地集積推進員が連携して、出し手と受け手の間に立ち、農地利用調整を図る。

##### イ 農地中間管理事業重点実施区域の設定と確実な推進

- ・ 人・農地プランの策定、見直し及び土地改良事業等を踏まえ、各市町が選定した農地中間管理事業重点実施区域に対し、関係機関が連携して集中的に事業を推進する。

##### ウ 優良農地情報の把握

- ・ 借受先が確定していない農地であっても一定の条件を満たす場合は、機構が登録農地として取扱い、受け手を探す取り組みを積極的に行う。

### (2) 畜産公共等事業

#### 草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）

高齢化等による畜産農家の減少やT P P等社会情勢の変化への対応が求められている中、畜産産地を強化していくためには、規模拡大とともに、粗飼料生産基盤の確保が重要である。

担い手の経営を強化するとともに粗飼料生産基盤の整備を進め、自給飼料活用型の経営を支援する。

### (3) 担い手対策事業

中山間地の多い本県農業においては、特に高齢化による担い手不足と後継者不足が著しく、

新たな担い手づくりに迫られている中、「農業」を職業選択の一つとしてとらえ農業法人等への雇用就農を希望する青年や退職者の関心が高まっている。

また、県下の殆どの市町等において就農学校やファーマーズスクールが設置され、新規就農者を確保、育成する新たな仕組みが整備されている。

県はこのような状況の中、就農相談の専任職員を配置し県内外の就農希望者に対し、各種の情報提供や就農支援体制を整備するなど、新規就農者の確保・育成を強力にサポートしている。この結果、23年度からの5年間に目標を上回る1,045名を確保した。28年度以降も高い目標を掲げて新規就農者の確保・育成に取り組んでいる。

当社は、こうした動きに連動して新規就農者を確保・育成するため、県と連携するとともに、「豊の国農業人材育成基金事業」の目的である次代を担う青少年を対象とした長期的・体系的な担い手対策も含めて幅広く展開する。

また、県新規就農相談センターとして、青年等の農業参入に必要な情報提供等を進めて担い手の確保・育成を加速するため、県、市町村及び農業関係団体等と密接な連携のもと、次の対策を実施する。

#### ア 担い手対策

就農希望者が求める多様なニーズに応えるため、就農学校やファーマーズスクールを運営する市町等と連携して就農相談活動を強化するとともに、農業法人等に職を求める若者や退職者等の要望に対して、無料職業紹介事業を積極的に展開するなど、担い手の確保・育成対策を強化する。

また、地域において学童、少年等を対象に実施する農業体験学習等に対し助成し、農業・農村の理解を深める。更に、若い農業者組織の農業経営等に関する活動に対し助成し、相互の連携、技術の向上、地域の活性化を図る。

#### イ 青年就農者の確保対策

就農に向けて就農学校やファーマーズスクール等で就農技術研修を受ける者に対して国の農業次世代人材投資事業（準備型）で資金を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を進め、青年就農者の大幅な増加を図る。

### (4) 大規模リース団地整備支援対策事業

新たに施設型農業を目指す者や農業後継者の規模拡大を容易にするために、公社が事業主体となり栽培施設等を整備し、リースすることで、農業者の初期負担を軽減し、経営感覚の優れた企業的経営規模を有する農業者を確保するとともに、産地規模の拡大や競争力のある産地づくりを図る。

### (5) 世界農業遺産継承事業

世界農業遺産は、社会や環境に長年適応しながら形作られた農業の土地利用や伝統的な農業文化、景観、生物多様性に富んだ地域を次世代へ継承することが目的とされている。

平成25年度に国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定されたことから、平成26年度に県及び県内の金融機関からの借入により公社にファンドを造成している。平成29年度も、その運用益から県下での世界農業遺産に関連する農業文化の継承や地域の活性化への取り組みを支援する組織に助成することで、農業遺産の次世代への継承を図る。

## (6) 受託事業

大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館については、昨年度から指定管理受託にともなう新たな5カ年間計画がスタートし、平成29年度はその2年目にあたる。

公園の設置目的や指定管理者募集要項の趣旨並びに公共施設としての役割等を認識し、指定管理申請時に提案した三つの目指すべき姿、『農業・農村と消費者の架け橋』、『子供の笑顔がはじける憩いの場』、『県民に支えられともに育つ公園』の実現に向け管理運営を行う。

具体的には、昨年実施し好評だった県産農林産物を使った食のイベント『おおいたベジフルフェスタ』を引き続き年4回開催するとともに、農業者が直接入園者に農林産物をPRする場面をもうけ、多くの人に県産農林産物の品質の高さと美味しさを伝える。

また、将来の大分県を担う子どもたちに対して、植え付けから収穫、調理まで一貫して農業を学べる『子ども農業学校』を開講し、食や農業の大事さを教える。

昨年度は、行楽シーズンに雨が続き、入園者が少なかったため、本年度は、雨天でも室内で子どもたちが遊べる木育ゾーンを拡充するとともにヤマアジサイ園を整備し、雨でも楽しめる公園づくりを進める。

入園者の確保に向け、県外の企業や旅行会社の訪問を強化するとともに、SNSやフリーペーパーを活用した情報発信、外国人旅行者に対応したパンフレット作成など、幅広い広報活動を行う。

国東半島宇佐地域の世界農業遺産については、別府大学や市町村と連携し、入園者に対して世界農業遺産情報の発信や体験講座を開講するとともに、新たに県内外から無料シャトルバスを運行するなど、世界農業遺産学びのスタート地点としての役割を強化する。

都市農村交流研修館については、引き続き農業農村に関わる講座を開講するが、託児サービスの導入など若い子育て世代も参加しやすい体勢づくりを図る。また、県内の若い農山漁村女性が集い交流する場の提供を行う。

公園、研修館とも目標達成に向け、利用者からの意見集約に努め、ニーズに的確に応えられるきめ細かな事業展開を行うとともにサービスの向上に向け各種職員研修を実施する。